

原義保存期間10年  
(平成28年12月31日まで)

各附属機関の長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長

警察庁丙国捜発第43号  
平成18年6月29日  
警察庁刑事局長

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約について(通達)

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約(平成18年条約第9号(別添1))。この条約に関する中央当局に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文については別添2参照。)については、平成15年8月5日に署名が行われ、平成18年6月21日にアメリカ合衆国との間で批准書の交換が行われたことにより、同年7月21日から効力を生ずることとなった。この条約の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにするとともに、犯罪捜査のためにこの条約を積極的に活用されたい。

## 記

### 1 条約の概要

この条約は、刑事に関する共助の分野における我が国とアメリカ合衆国(以下「米国」という。)との間の協力を一層実効あるものとし、そのような協力が我が国及び米国において犯罪と戦うことに貢献することを目的として締結されたものであり、我が国が締結する初めての二国間の刑事共助条約となる。この条約及びこの条約に関する中央当局に関する交換公文の概要は次のとおりである。

- (1) 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施すること等、この条約に基づく共助の実施に関する基本的な原則について定める。(第1条)
- (2) この条約に規定する任務を行う中央当局として、米国は司法長官又は同長官が指定する者を、我が国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらが指定する者を、それぞれ指定すること等について定める。(第2条)
- (3) 被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。(第3条)

- (4) 共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。(第4条)
- (5) この条約に基づき請求された共助の実施のため、被請求国の権限のある当局はその権限の範囲内で可能なすべてのことを行わなければならないこと、被請求国の中央当局は自国において必要なすべての調整を行うこと等、被請求国が請求された共助の実施に当たってとらなければならない措置等について定める。(第5条)
- (6) 請求された共助の実施に要する費用の負担等について定める。(第6条)
- (7) この条約の規定に従って提供された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件について請求国に課される使用目的の制限及びこれらに関する請求国の秘密保全等について定める。(第7条)
- (8) この条約の規定に従って提供される物件の輸送、保管及び返還に関し被請求国が付した条件に請求国が従わなければならないこと等について定める。(第8条)
- (9) 証言、供述又は物件の取得について定める。(第9条)
- (10) 人、物件又は場所の見分について定める。(第10条)
- (11) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。(第11条)
- (12) 国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関の保有する物件の提供について定める。(第12条)
- (13) 被請求国は、この条約の不可分の一部である附属書に定める様式により、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であること等を証明することができ、請求国は、附属書の関連する規定に従って、当該様式により真正であると証明された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件等を自国の手続において証拠とし得るものであると認めることについて定める。(第13条)
- (14) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達について定める。(第14条)
- (15) 拘禁されている者の身柄の移動であって証言の取得その他の目的のためのものについて定める。(第15条)
- (16) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関する手続についての共助について定める。(第16条)
- (17) この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対し、共助を要請し又は実施することを妨げるものではないことについて定める。(第17条)
- (18) 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施

を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができ、また、両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議することについて定める。(第18条)

- (19) この条約の批准、効力発生及び終了について定めるとともに、この条約の効力発生の日の前又は以後に行われた行為に関連する共助の請求についてこの条約を適用することについて定める。(第19条)
- (20) 条約第13条の実施の詳細について定める。(附属書)
- (21) 我が国政府は、この条約に基づく我が国からの請求及び米国からの請求に係る中央当局についての指定を確認すること、米国政府に対し、前記の指定に関するいかなる変更をも通報すること、並びに両政府は、当該変更の実施に先立ち、条約第18条2に基づき、必要に応じ協議することについて定める。(交換公文)

## 2 条約の実施のための国内措置

この条約を実施するため、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が施行されている。同法については、平成16年6月11日付「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(警察庁丙国捜発第16号、丙刑企発第51号)及び平成16年12月9日付「国際捜査共助法及び組織的な犯罪処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行(刑者証人移送制度の創設)について」(警察庁国捜発第1469号)を参照すること。

## 3 留意事項

### (1) 我が国による請求関係

ア 共助については、条約その他の国際約束がない場合には国際礼讓に基づいて行われているが、この条約の締結により、我が国が請求する共助が米国において一層確実に実施されることを確保することができるころ、米国に対する共助の請求を依頼するに当たっては、この条約の積極的な活用を図ること。

イ 改正法の施行前においては、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が我が国の法令によれば罪に当たるものでないときは、共助をすることができなかつたため、相互主義の観点から、いわゆる双罰性が欠如している行為について米国に共助の実施を求めることは事実上不可能であったが、この条約の発効により、双罰性が欠如している場合であっても、原則として、請求された共助の実施に当たり強制措置が必要でない限り双罰性の欠如を拒否する理由とすることができなくなり、米国に実施を求めることのできる共助が拡大することとなる。また、共助の実施に当たり強制措置が必要である場合

であっても、米国の裁量により我が国の請求した共助を実施することは妨げられない。共助の請求の依頼を検討するに当たってはこれらの点に留意すること。（第1条4、第3条関係）

ウ これまでの共助は、外交上の経路を通じて要請することが一般的であったが、この条約の締結により、共助に関する連絡を各国の指定する中央当局間で直接行うことにより、共助の迅速化が期待される。我が国による請求については、警察官又は皇宮護衛官により送付された請求に関連する中央当局は、国家公安委員会又は国家公安委員会が指定する者となる。国家公安委員会は、警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を中央当局として指定したので、警察庁刑事局の所掌に属する事件に関してこの条約に基づく共助の請求をすることが適当であると認められるときは、警察庁国際捜査管理官に共助の請求を依頼すること。警察庁刑事局の所掌に属する事件以外の事件に関してこの条約に基づく共助の請求をすることが適当であると認められるときは、警察庁主管課を經由して警察庁国際捜査管理官に共助の請求を依頼すること。（第2条、交換公文関係）

なお、共助の請求を依頼するに当たっては、米国に対する請求の不必要な重複を避けるため、事前に事件を担当する検察官と所要の連絡を行っておくこと。

エ この条約に基づく共助の請求に当たっては、条約第4条2に掲げる事項を通報すること及び同条3に掲げる事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報することとされているところ、共助の請求の依頼に当たり留意すること。（第4条関係）

オ この条約は、我が国から請求した共助に関し、米国が、裁量により、この条約の不可分の一部である附属書に定める様式により、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であると証明すること並びに差押えた物件の保管の継続性及び特定性並びにその保全の状態を証明することができるとしているが、このような証明は、米国から提供された物件が証拠能力を認められることに資すると認められるところ、共助の請求の依頼を検討するに当たり留意すること。（第13条、附属書関係）

カ 条約第14条1に規定する招請についての伝達に係る共助の請求を依頼した場合であって、当該招請に従って出頭することに同意した者に対して出頭が必要でなくなった旨を通知したとき、当該者が我が国から離れた後、任意に我が国に戻ったことを認知したとき又は当該者が出頭期日に出頭しなかったときは、直ちに警察庁国際捜査管理官に報告すること。（第14条1、同条3関係）

キ 条約第14条2は、同条1に規定する招請に従って我が国の関係当局に



約 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条

## 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約

日本国及びアメリカ合衆国は、

刑事に関する共助の分野における両国の協力を一層実効あるものとすることを希望し、  
そのような協力が両国において犯罪と戦うことに貢献することを希望して、  
次のとおり協定した。

### 第一条

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

- (1) 証言、供述又は物件の取得
- (2) 人、物件又は場所の見分

- (3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
  - (4) 国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関の保有する物件の提供
  - (5) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達
  - (6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの
  - (7) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助
  - (8) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局で合意されたもの
- 3 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、当該他方の締約国の中央当局が次のことを保証する場合であつて、適当と認めるときは、犯罪の疑いのある行為についての行政機関による犯則調査について、適当と認める条件を付して、この条約の規定に従つて共助を実施する。
- (1) 当該犯則調査を行う当局が、犯罪を構成し得る事実についての犯則調査を行う法令上の権限に加え、特別の手續に従い、訴追のために検察官に対して事件を送付する法令上の権限又は犯則調査において得た証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件を検察官に対して提供する法令上の権限を有すること。



(2) 証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を請求国における捜査、訴追その他の刑事手続において使用（訴追を行うか否かの決定のための使用を含む。）すること。

4 被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。

5 この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げること又は証拠を排除することに関し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

## 第二条

1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。

(1) アメリカ合衆国については、中央当局は、司法長官又は同長官が指定する者とする。

(2) 日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。

2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。

### 第三条

1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(2) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(4) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であつて、請求された共助の実施に当たり自国の法令に従つて裁判所若しくは裁判官が発する令状に基づく強制措置又は自国の法令に基づくその他の強制措置が必要であると認めるとき。

2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が必要と認める条件を付して共助をすることができるか否かについて検討するために、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該

条件を受け入れる場合には、これに従う。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

#### 第四条

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。

この場合には、被請求国の中央当局は、共助の請求を確認する書面を追加的に提出するよう請求国の中央当局に要請することができる。共助の請求は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語によって行う。

2 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

- (1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称
- (2) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階、その対象となる事実並びに請求国の関係法令の条文
- (3) 請求する共助についての説明
- (4) 請求する共助の目的についての説明

3 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

- (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報
- (2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明
- (3) 証言、供述又は物件の提出が求められている者に対する質問表
- (4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明
- (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
- (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明
- (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
- (8) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明
- (9) 請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報
- (10) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

## 第五条

- 1 被請求国の中央当局は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施し、又は当該共助の実施のため権限のある他の当局に当該共助の請求を速やかに送付する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なすべてのことを行う。
- 2 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施のため自国において必要なすべての調整を行う。
- 3 被請求国は、請求された共助をこの条約の規定及び自国の法令に従って実施する。被請求国は、自国の法令の範囲内で、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(8)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。
- 4 1の規定に従い請求された共助を実施するに当たり、
  - (1) アメリカ合衆国については、裁判所が、請求された共助の実施に必要な罰則付召喚令状、搜索又は差押えに係る令状その他の命令を発する権限を有する。
  - (2) 日本国については、裁判官が、請求された共助の実施に必要な令状又は命令を発する権限を有する。
- 5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中央当局間での協議の後に

付することができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

6 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

7 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

8 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請に応じ、請求された共助の実施の日及び場所につき請求国の中央当局に事前に通報する。

9 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合

には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

## 第六条

- 1 被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。
- 2 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになった場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

## 第七条

- 1 被請求国の中央当局は、請求国が当該中央当局の事前の同意なしに共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続においてこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用しないことを要請することができる。請求国は、この場合には、その要請に従う。
- 2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が定めるその他の条件に従う場合

にのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

3 この条のいかなる規定も、請求国が自国の憲法上の義務の範囲内で、この条約の規定に従って提供された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を訴追において使用し又は開示することを妨げるものではない。請求国の中央当局は、その使用又は開示につき被請求国の中央当局に事前に通報する。

4 この条約の規定に従って提供された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件については、請求国においてこの条約の規定に反しないで公開された場合には、その後いかなる目的のためにも使用することができない。

## 第八条

1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために



使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に従って行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

#### 第九条

1 被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。

2 被請求国は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該者が証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3 被請求国は、請求国のために物件の取得のための搜索及び差押えを実施する。ただし、このような措置が必要であり、かつ、物件の取得に係る共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。

4(1) 被請求国は、この条の規定に従って証言、供述又は物件の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言、供述又は物件を取得する。

(2) 被請求国は、証言、供述又は物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の手続に關して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を請求国の中央当局に提供する。

#### 第十条

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。当該措置には、物件の全部又は一部の破壊及び場所への立入りを含む。

2 被請求国は、この条の規定に基づく見分において、人、物件若しくは場所の写真の撮影又はビデオによる記録の作成を行うことができ、また、鑑定人の参加を得ることができる。

3 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

#### 第十一条

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

#### 第十二条

1 被請求国は、自国の国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自国の国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供することができる。

#### 第十三条

1 被請求国は、この条約の不可分の一部である附属書に定める様式により、この条約の規定に従つて提供

される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であると証明することができる。請求国は、附属書の関連する規定に従って、当該様式により真正であると証明された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を自国の手続において証拠とし得るものであると認める。

2 被請求国は、附属書に定める様式により、差し押さえた物件の保管の継続性及び特定性並びにその保全の状態を証明することができる。請求国は、附属書の関連する規定に従って、当該様式により作成された証明書を自国の手続において証拠とし得るものであると認める。

#### 第十四条

1 被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。請求国の中央当局は、自国が当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、当該者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

2 1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前にかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁されず、また、身体の自由につい

ての制限の対象とはならない。

3(1) 1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者につき2の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

- (a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって通知された後七日が経過した時
- (b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあつてはその時
- (c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合にあつてはその時

(2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に規定する時に終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

#### 第十五条

1 証言の取得その他の目的のため、いずれか一方の締約国において拘禁されている者の身柄が他方の締約国の領域にあることが必要とされる場合において、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を自国の領域へ移すことを認め又は請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であつて、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。

- 2 (1) 受入国は、1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁する権限を有するものとし、送出国が当該者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する義務を負う。
- (2) 受入国は、両締約国の中央当局による事前の又は別段の合意に従い、当該者を送出国による拘禁のため速やかに送還する。
- (3) 受入国は、送出国に対し、当該者の送還のために犯罪人引渡手続を開始するよう要請してはならない。
- (4) 受入国によつて当該者が拘禁された期間は、送出国における当該者の刑期に算入する。
- 3 この条の規定に従つて受入国に身柄を移された者は、受入国から送出国に送還されるまでの間、受入国において、前条に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を享受しないことについての同意を与え、かつ、両締約国の中央当局がそれについて合意する場合は、この限りでない。この3の規定を実施するに当たっては、前条の「請求国」及び「被請求国」は、それぞれ「受入国」及び「送出国」と読み替える。

## 第十六条

1 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2 一方の締約国の中央当局は、他方の締約国の領域内にある犯罪の収益又は道具が当該他方の締約国の法令に従って没収又は差押えの対象となる可能性があることを知った場合には、当該他方の締約国の中央当局にその旨を通報することができる。当該他方の締約国の中央当局は、自国が当該収益又は道具の没収又は差押えに係る権限を有する場合には、何らかの措置をとることが適当であるか否かを決定するために当該通報の内容を自国の関係当局に提供することができる。当該他方の締約国の中央当局は、当該関係当局がとった措置につき当該一方の締約国の中央当局に報告する。

3 1又は2の規定の実施の結果犯罪の収益又は道具を保管している締約国は、自国の法令に従って当該収益又は道具を保有し又は処分する。当該締約国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める案件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を他方の締約国に移転することができる。

#### 第十七条

この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令

に従つて他方の締約国に対し、共助を要請し又は実施することを妨げるものではない。

#### 第十八条

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

#### 第十九条

1 この条約は、批准されなければならず、批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、この条約の効力発生の日の前又は以後に行われた行為に関連する共助の請求について適用する。

4 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。



以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千三年八月五日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

森山眞弓

谷垣禎一

加藤良三

アメリカ合衆国のために

ジョン・アシュクロフト

## 附属書

1(1) 日本国は、この附属書に定める様式A-1（業務記録に関する証明書）により、アメリカ合衆国が請求した業務記録の原本又は写しが真正であると証明することができる。アメリカ合衆国は、当該様式により真正であると証明された業務記録の原本又は写しを、それらの中で主張されている事項が真実であることについての証拠とし得るものと認める。

(2) アメリカ合衆国は、この附属書に定める様式A-2（業務記録に関する証明書）により、日本国が請求した業務記録の原本又は写しが真正であると証明することができる。日本国は、当該様式により真正であると証明された業務記録の原本又は写しを、自国の裁判所が法令に従って証拠とし得ると判断する場合には、証拠とし得るものと認める。

2(1) 日本国は、この附属書に定める様式B-1（外国公文書に関する証明書）により、アメリカ合衆国が請求した外国公文書の原本又は写しが真正であると証明することができる。アメリカ合衆国は、当該様式により真正であるとの証明が行われた場合には、更なる証明を請求してはならない。アメリカ合衆国

は、当該様式により真正であると証明された外国公文書の原本又は写しを証拠とし得るものであると認めらる。

(2) アメリカ合衆国は、この附属書に定める様式B-2（外国公文書に関する証明書）により、日本国が請求した外国公文書の原本又は写しが真正であると証明することができる。日本国は、当該様式により真正であると証明された外国公文書の原本又は写しを、自国の裁判所が法令に従って証拠とし得ると判断する場合には、証拠とし得るものであると認める。

3(1) 日本国は、この附属書に定める様式C-1（差し押さえた物件に関する証明書）により、自国の権限のある当局が条約第九条に基づいて差し押さえた物件の保管の継続性及び特定性並びにその保全の状態を証明することができる。アメリカ合衆国は、当該様式による証明が行われた場合には、更なる証明を請求してはならない。アメリカ合衆国は、当該様式により作成された証明書を証拠とし得るものであると認める。

(2) アメリカ合衆国は、この附属書に定める様式C-2（差し押さえた物件に関する証明書）により、自国の権限のある当局が条約第九条に基づいて差し押さえた物件の保管の継続性及び特定性並びにその保

全の状態を証明することができる。日本国は、当該様式により作成された証明書を、自国の裁判所が法令に従って証拠とし得ると判断する場合には、証拠とし得るものであると認める。















（刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約に関する中央当局に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文）

(刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約に関する中央当局に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日ワシントンで署名された刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「条約」という。)第二条1(2)に言及するとともに、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光榮を有します。

日本国政府は、条約に基づく日本国からの請求及びアメリカ合衆国からの請求に係る中央当局に関し、次のとおり指定する。

- (1) アメリカ合衆国による請求については、法務大臣又は法務大臣が指定する者(以下「法務大臣」という。)を中央当局とする。
- (2) 日本国による請求については、検察官又は司法警察職員(警察官及び皇宮護衛官を除く。)により送付された請求に関連する中央当局は、法務大臣とする。警察官又は皇宮護衛官により送付された請求に関連す

る中央当局は、国家公安委員会又は国家公安委員会が指定する者（以下「国家公安委員会」という。）とする。ただし、請求された共助の実施に当たりアメリカ合衆国において裁判所の命令による証人の尋問が必要となる場合には、当該請求に関連する中央当局は、法務大臣とする。

(3) 法務大臣及び国家公安委員会は、日本国の中央当局として、これらの機関が行う請求の不必要な重複を避け、効率的かつ迅速な共助の実施を促進するための仕組みを設ける。このため、国家公安委員会は、請求を行う前に当該請求につき法務大臣に通報する。

(4) アメリカ合衆国の中央当局は、必要に応じ、日本国により請求された共助の実施（当該請求を法務大臣が行うか国家公安委員会が行うかを問わない。）に関する事項について法務大臣と協議することができる。協議の対象が国家公安委員会による請求である場合には、法務大臣は、当該請求された共助の実施について調整するために国家公安委員会と協議する。

日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、前記の事項に関するいかなる変更をも通報するものとする。両政府は、当該変更の実施に先立ち、条約第十八条２に基づき、必要に応じ協議するものとする。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアメリカ合衆国政府に代わって確認する閣下の返簡が、両政府

間の合意を構成するものとみなし、その合意が条約の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千三年八月五日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全權大使 加藤良三

アメリカ合衆国

國務長官 コリン・L・パウエル閣下

## (米側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、二千三年八月五日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

## (日本側書簡)

アメリカ合衆国政府は、前記の書簡において日本国政府によりなされている指定を歓迎します。アメリカ合衆国政府は、種々の請求についていずれの当局が日本国の中央当局となるかに関する明確な理解は、条約の効率的な実施に不可欠であることを強調します。

本長官は、更に、前記の了解をアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が条約の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千三年八月五日にワシントンで

アメリカ合衆国

國務長官 コリン・L・パウエル

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全權大使 加藤良三閣下